

令和 8 年第 1 9 回公安委員会会議録

日 時	8 月 6 日（木曜日） 自午後 1 時 3 0 分 至午後 4 時 4 5 分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	野口委員長 宮尾委員 吉田委員 野村委員 森江委員	
出席者	警察職員	警察本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 警備部長 交通部参事官 機動通信課長	

第 1 聴聞等についての決裁

聴聞 7 件、意見の聴取 3 件についての決裁（運転免許課）

第 2 定例会議

1 令和 8 年熊本地震に伴う警察活動の概要について

(1) 警備部関係について

警察本部から、令和 8 年熊本地震の被害概要説明のほか、警察における災害対策本部設置状況、要救助者の救出・救助や安否不明者の捜索といった初動措置や他都府県警察からの特別派遣部隊の受入れ状況等について報告が行われた。

公安委員から、「昼夜分かたず対応していただいていることに感謝する。平時の体制作りや訓練があった上で、今回、全国から応援に来ていただき、命の危険にさらされながら捜索や救助に尽力されていること、40 度近い気温の中で活動されていることに対し敬意を表したい。」旨の発言があった。

また、公安委員から「イオンモールの現場に関し、警察官が建物の中に入るといふ判断は、どのようになされたのか。」旨の質疑があり、警察本部から「現地で検討を行い、災害警備本部等に報告を上げて危険性等を判断の上、活動可能な場所を確認しながら実施した。」旨の説明があった。

(2) 交通部関係について

警察本部から、今回の地震発生に伴う一般道路や高速道路の通行止め・損壊状況や交通信号機の被災状況、交通情報の収集や交通渋滞対策、物資搬入路調整活動等について報告が行われた。

公安委員から、「信号機は、全部復旧したとのことだが、交通渋滞については、これからも苦労があると思う。」旨の発言があり、警察本部から「お盆で人の移動が増えたり、廃棄物を捨てるための車両の渋滞発生も予想されるため、関係機関との調整を図りながら対策を進める必要がある。」旨の説明があった。

(3) 生活安全部関係について

警察本部から、今回の地震発生に伴う被災地のパトロールや避難場所における被災者への声かけ等の部隊活動、災害に便乗した悪質事犯の注意喚起広報等について報告が行われた。

公安委員から、「地道な活動やパトロールも含め、被災者を取り残さないというメッセージがとても大事で、今後の復興に当たり勇気づけられるものだと思う。今後、二次避難とか、家を空けて心配する方が多くなると思うが、効率的・効果的に

空き家になった地域の安全安心を守ってもらいたい。」旨の発言があり、警察本部から、「被災者支援部隊が避難所を回っており、家のことを心配される方々の要望・相談に対応し、聞き取り内容を特別警ら部隊に伝達するようにしている。また、機動隊員が、空き家や倒壊家屋がある地区において、駐留警戒や徒歩警らを継続して行っていく。」旨の説明があった。

(4) 刑事部関係について

警察本部から、検視・身元確認活動や警察犬による搜索活動、被災地における事件の認知・検挙状況や防犯カメラの設置状況等について報告が行われた。

公安委員から、「御遺体を御家族につなぐというのも本当につらい仕事であり、一人一人に寄り添う対応に敬意を表したい。」旨の発言があった。

(5) 警務部関係について

警察本部から、警察職員の被災状況、災害対応に伴う熱中症対策やメンタルヘルス対策、応援派遣部隊の宿泊場所や燃料の確保の状況、留置施設や警察施設の被災状況、ライフラインの確保の状況、そして被災地における警察活動に関する情報発信等について報告が行われた。

公安委員から、「現場映像等を通じて警察の活動を広く知ってもらうことができしており、動画やSNSでの情報提供がこれから更に大事になってくる。警察職員の二次被害も心配したが、その点も配慮しているとのことで安心した。」旨の発言があった。

(6) 情報通信部関係について

情報通信部から、今回の地震発生に伴う警察ヘリコプターからの映像やモバイル班による現場映像の災害対策本部等への配信活動、通信機材の設置活動等について報告が行われた。

このほか、警察本部から「今後は、避難所等へ避難している被災者の安心のためにも、防犯カメラの設置や災害便乗犯罪を認知した場合の速やかな捜査による被疑者検挙が強く求められている。また、政府及び県全体として、災害関連死を防ぐことが喫緊の課題で、県警察としても、部隊の警戒警ら活動中に、必要に応じ、被災者への熱中症対策チラシの配布や、ペットボトル、飲料水の配布等の協力も行っており、引き続き、被災地における安全安心の確保等、警察の責務を果たしてまいりたい。」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

- 1 援助の要求の決裁（令和8年熊本地震関係）（警備第二課）
- 2 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に係る処分基準の新設等の決裁（生活環境課）
- 3 人事案件の報告（警務課）
- 4 松橋国賠事件の判決の報告（監察課）
- 5 熊本県公安委員会の活動状況（令和8年第2四半期）の決裁（公安委員会事務局）
- 6 公安委員会行政文書管理関係の決裁（公安委員会事務局）
- 7 苦情（R8. No.18）の受理の決裁（公安委員会事務局）
- 8 保有個人情報の開示をする旨の決定の決裁（公安委員会事務局）
- 9 援助の要求（電話会議によらない緊急の意思決定）に係る報告（公安委員会事務局）
- 10 審査請求（R8. No.6、No.8）に係る弁明書送付の報告（公安委員会事務局）